

令和 4 年（ 2 0 2 2 年 ）

4 月 那 覇 市 議 会 臨 時 会

議 案 書

令和 4 年 4 月 1 8 日

令和4年(2022年)4月那覇市議会臨時会付議事件名

議案番号	事 件 名	関係委員会	主管部課	頁
議案第45号	那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	総務委員会	総務部 人事課	1
議案第46号	那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	総務委員会	総務部 人事課	3
議案第47号	令和4年度那覇市一般会計補正予算(第1号)	予算決算常任委員会 (4分科会)	企画財務部 財政課	別冊
議案第48号	専決処分の承認を求めることについて(那覇市税条例及び那覇市手数料条例の一部を改正する条例制定)	予算決算常任委員会 (総務分科会)	企画財務部 納税課	7
議案第49号	専決処分の承認を求めることについて(那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定)	予算決算常任委員会 (厚生経済分科会)	健康部 国民健康保険課	15
報告第12号	専決処分の報告について(那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定)	総務委員会	総務部 人事課	19
報告第13号	専決処分の報告について(市道与儀15号側溝鉄蓋破損による運転者負傷事故)	都市建設環境委員会	都市みらい部 道路管理課	23
報告第14号	専決処分の報告について(市道石嶺62号街路樹倒木による車両損傷事故)	都市建設環境委員会	都市みらい部 道路管理課	25
報告第15号	専決処分の報告について(市道小禄17号側溝隙間転落事故)	都市建設環境委員会	都市みらい部 道路管理課	27
報告第16号	専決処分の報告について(工事請負金額の変更)	教育福祉委員会	生涯学習部 施設課	29

那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定
について

那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように
制定する。

令和 4 年 4 月 18 日 提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

一般職職員の期末手当支給割合の改定を踏まえ、特別職職員の期末手当支給
割合を引き下げるため、この案を提出する。

那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

那覇市特別職職員の給与に関する条例(昭和47年那覇市条例第42号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第4条 [略] 2 特別職職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の157.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3 [略]	(期末手当) 第4条 [略] 2 特別職職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の155</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 4 年 4 月 18 日 提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

令和 3 年 10 月 5 日付けの沖縄県人事委員会の給与勧告、国及び他の地方公共団体の職員の給与の状況を勘案し、一般職職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き下げるため、この案を提出する。

那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第26条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額(職務の級が6級以上である職員及びこれに相当するものとして規則で定める職員(以下「管理職員」という。))にあっては、<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。 4～6 [略] (勤勉手当) 第26条の4 [略] 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第13項第4号において同	(期末手当) 第26条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額(職務の級が6級以上である職員及びこれに相当するものとして規則で定める職員(以下「管理職員」という。))にあっては、<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。 4～6 [略] (勤勉手当) 第26条の4 [略] 2 [略] (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第13項第4号において同

じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の95</u>(管理職員にあっては、<u>100分の115</u>)を乗じて得た額の総額 (2) [略] 3～5 [略]	じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の92.5</u>(管理職員にあっては、<u>100分の112.5</u>)を乗じて得た額の総額 (2) [略] 3～5 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

専決処分の承認を求めることについて
(那覇市税条例及び那覇市手数料条例の一部を改正する条例制定)

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 3 項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和 4 年 4 月 18 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

「地方税法等の一部を改正する法律」が令和 4 年 3 月 31 日に公布されたことに
に伴い、那覇市税条例及び那覇市手数料条例の一部を改正する必要性が生じたが、
令和 4 年 4 月 1 日施行のため急を要し、議会を招集する時間的余裕がなく、専
決処分したので、その承認を求めるため、この案を提出する。

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

那覇市長 城 間 幹 子

件名 那覇市税条例及び那覇市手数料条例の一部を改正する条例

那覇市税条例及び那覇市手数料条例の一部を改正する条例

(那覇市税条例の一部改正)

第1条 那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(法人の市民税の申告納付) 第48条 [略] 2～8 [略] 9 法第321条の8第60項の特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第60項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号の地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。 10～14 [略] 15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第69項</u>の規定による処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。 16 [略] 付 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第6条の2 [略] 2 法附則第15条第2項第5号に規定する市	(法人の市民税の申告納付) 第48条 [略] 2～8 [略] 9 法第321条の8第62項の特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第62項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号の地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。 10～14 [略] 15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第71項</u>の規定による処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。 16 [略] 付 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第6条の2 [略] 2 法附則第15条第2項第5号に規定する市

16 <u>法附則第15条第27項第2号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 17 <u>法附則第15条第27項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 18 <u>法附則第15条第27項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 19 <u>法附則第15条第27項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 20 <u>法附則第15条第30項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 21 <u>法附則第15条第34項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 22 <u>法附則第15条第35項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 23 <u>法附則第15条第42項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 24 <u>法附則第15条第46項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。 <u>25～26</u> [略] (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第6条の3 [略] 2～7 [略] 8 <u>法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。	16 <u>法附則第15条第26項第2号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 17 <u>法附則第15条第26項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 18 <u>法附則第15条第26項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 19 <u>法附則第15条第26項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 20 <u>法附則第15条第29項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 21 <u>法附則第15条第33項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 22 <u>法附則第15条第34項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 23 <u>法附則第15条第39項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 24 <u>法附則第15条第43項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。 <u>25 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</u> <u>26～27</u> [略] (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第6条の3 [略] 2～7 [略] 8 <u>法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
---	--

(1)～(3) [略]

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項の補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

9 [略]

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項の補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

11～12 [略]

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第8条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該

(1)～(3) [略]

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項の補助金等

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

9 [略]

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項の補助金等

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

11～12 [略]

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第8条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該

年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。 2～5 [略]	年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。 2～5 [略]
--	---

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。

(那覇市手数料条例の一部改正)

第2条 那覇市手数料条例(平成24年那覇市条例第71号)の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第1(第2条関係) 民生及び税務に関するもの				別表第1(第2条関係) 民生及び税務に関するもの			
1～2 [略]				1～2 [略]			
3 地方税法(昭和25年法律第226号。以下この項において「法」という。)に基づく事務				3 [略]			
号	事務	手数料 の名称	手数料 の額	号	事務	手数料 の名称	手数料 の額
(1) [略]				(1) [略]			

(2)	法第382条の2の規定に基づく固定資産課税台帳の閲覧（縦覧期間中の閲覧を除く。）	[略]	(2)	法第382条の2の規定に基づく固定資産課税台帳（ <u>同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。</u> ）の閲覧（縦覧期間中の閲覧を除く。）	[略]
(3)	法第382条の3の規定に基づく固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付	[略]	(3)	法第382条の3の規定に基づく固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書（ <u>同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。</u> ）の交付	[略]
4～8 [略]			4～8 [略]		
備考 前条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。					

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の那覇市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

専決処分の承認を求めることについて
(那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定)

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 3 項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和 4 年 4 月 18 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和 4 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたが、令和 4 年 4 月 1 日施行のため急を要し、議会を招集する時間的余裕がなく、専決処分したので、その承認を求めるため、この案を提出する。

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

那覇市長 城 間 幹 子

件名 那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

那覇市国民健康保険税条例(昭和47年那覇市条例第91号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(課税額) 第2条 [略] 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>63万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>63万円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>19万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>19万円</u>とする。 4 [略] (保険税の減額) 第21条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号ア及びイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>63万円</u>を超える場合には、<u>63万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号ウ及びエに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>19万円</u>を超える場合には、<u>19万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号オ及びカに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。 (1)～(3) [略]	(課税額) 第2条 [略] 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。 4 [略] (保険税の減額) 第21条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号ア及びイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号ウ及びエに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>20万円</u>を超える場合には、<u>20万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号オ及びカに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。 (1)～(3) [略]

2 [略]	2 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の那覇市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

専決処分の報告について
(那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制
定)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 4 月 18 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき平成12年3月24日議会の議決により指定された、法令の改廃に伴い当然必要な、当該法令の題名及び条項を引用する規定の整備を内容とする条例の改正について、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

那覇市長 城 間 幹 子

件名 那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成14年那覇市条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 4 職員が新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業で規則で定めるものに従事したときは、第6条の規定にかかわらず、従事した日1日につき、4,000円を超えない範囲内で規則で定める額の感染症防疫作業手当を支給する。	付 則 4 職員が新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業で規則で定めるものに従事したときは、第6条の規定にかかわらず、従事した日1日につき、4,000円を超えない範囲内で規則で定める額の感染症防疫作業手当を支給する。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

専決処分の報告について
(市道与儀 15 号側溝鉄蓋破損による運転者負傷事故)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 4 月 18 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、1 件 200 万円以下の損害賠償について、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 3 月 30 日

那覇市長 城 間 幹 子

- | | | |
|---|-----------------|---------------------------|
| 1 | 事 件 名 | 市道与儀 15 号側溝鉄蓋破損による運転者負傷事故 |
| 2 | 賠償の相手方
及び賠償額 | |
| | 相 手 方 | 那覇市国場在住 |
| | 賠 償 額 | 218,564 円 |

専決処分の報告について
(市道石嶺 62 号街路樹倒木による車両損傷事故)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 4 月 18 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、1 件 200 万円以下の損害賠償について、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 3 月 30 日

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 事 件 名 市道石嶺 62 号街路樹倒木による車両損傷事故
- 2 賠償の相手方
及び賠償額
相 手 方 那覇市首里石嶺町在住
賠 償 額 1, 002, 400 円

専決処分の報告について
(市道小禄 17 号側溝隙間転落事故)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 4 月 18 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、1 件 200 万円以下の損害賠償について、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 3 月 30 日

那覇市長 城 間 幹 子

1 事 件 名 市道小禄 17 号側溝隙間転落事故

2 賠償の相手方
及び賠償額

相 手 方 那覇市小禄在住

賠 償 額 2,500 円

専決処分の報告について(工事請負金額の変更)

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年4月18日提出

那覇市長 城間 幹子

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成12年3月24日議会の議決により指定された契約金額の100分の5以内でその額が1,000万円を超えない範囲の契約金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和4年3月22日

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 議 決 事 件 名 工事請負契約について（開南小学校屋内運動場及びプール改築工事（建築））（令和2年12月22日同意）

工 事 名 開南小学校屋内運動場及びプール改築工事（建築）

契約の相手方

請負者 沖縄県那覇市字田原193番地
株式会社 善太郎組
代表取締役 翁長 恵子

- 2 変更する事項 契約金額

既 決 金 額 741,779,500 円

変更する金額 751,524,400 円

